

## 【表紙】

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                                |
| 【提出先】      | 関東財務局長 殿                               |
| 【提出日】      | 平成28年4月13日提出                           |
| 【計算期間】     | 第15計算期間<br>(自 平成27年7月21日 至 平成28年1月20日) |
| 【ファンド名】    | ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密                 |
| 【発行者名】     | 大和証券投資信託委託株式会社                         |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 岩本 信之                            |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号                      |
| 【事務連絡者氏名】  | 山村 政                                   |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号                      |
| 【電話番号】     | 03-5555-3111                           |
| 【縦覧に供する場所】 | 名 称 株式会社東京証券取引所<br>所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 電機・精密」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

|      |               |                        |
|------|---------------|------------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信   | 追加型投信                  |
|      | 投資対象地域        | 国内                     |
|      | 投資対象資産(収益の源泉) | 株式                     |
|      | 独立区分          | E T F                  |
|      | 補足分類          | インデックス型                |
| 属性区分 | 投資対象資産        | 株式 一般                  |
|      | 決算頻度          | 年2回                    |
|      | 投資対象地域        | 日本                     |
|      | 対象インデックス      | その他の指数（TOPIX-17 電機・精密） |

##### （注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「E T F」…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

##### （注2）属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他の指数」…日経225、T O P I X にあてはまらないすべてのもの

## 商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類    |
|-------------|--------|---------------|------|---------|
| 単位型投信       | 国 内    | 株 式           | MMF  | インデックス型 |
|             | 海 外    | 債 券           | MRF  |         |
| 追加型投信       | 内 外    | 不動産投信         | ETF  | 特殊型     |
|             |        | その他資産<br>( )  |      |         |
|             |        | 資産複合          |      |         |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

| 投資対象資産         | 決算頻度         | 投資対象地域      | 対象インデックス          |
|----------------|--------------|-------------|-------------------|
| 株式             | 年1回          | グローバル       |                   |
| 一般             |              | 日本          | 日経225             |
| 大型株            | 年2回          | 北米          |                   |
| 中小型株           |              | 欧州          |                   |
| 債券             | 年4回          | アジア         | TOPIX             |
| 一般             | 年6回<br>(隔月)  | オセアニア       |                   |
| 公債             | 年12回<br>(毎月) | 中南米         |                   |
| 社債             | 日々           | アフリカ        | その他<br>(TOPIX-17) |
| その他債券          | その他<br>( )   | 中近東<br>(中東) | 電機・精密             |
| クレジット属性<br>( ) |              | エマージング      |                   |
| 不動産投信          |              |             |                   |
| その他資産<br>( )   |              |             |                   |
| 資産複合<br>( )    |              |             |                   |
| 資産配分固定型        |              |             |                   |
| 資産配分変更型        |              |             |                   |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## &lt; 信託の限度 &gt;

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 電機・精密」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 対象株価指数を構成する銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

#### 「TOPIX-17 電機・精密」について

- ◆「TOPIX-17シリーズ」は、株式会社東京証券取引所が算出・公表する東証業種別株価指数の分類（33業種）をもとに17業種に集約した業種別株価指数です。東京証券取引所第一部に上場する銘柄を17業種に分類し、その時価総額を指数化し、業種別の株価の変動をとらえようとするものです。このうち、「TOPIX-17 電機・精密」の対象は、33業種分類の「電気機器」「精密機器」に該当する銘柄です。
- ◆2002年（平成14年）12月30日の時価総額を100として、東京証券取引所が算出・公表しております（注1参照）。
- ◆新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します（注2参照）。

（注1）算出方法：毎日の指数 = 当日の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 100

（注2）基準時の時価総額の修正方法：

$$\text{修正後の基準時価総額} = \text{修正前日の基準時価総額} \times (\text{修正前日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{修正前日の時価総額}$$

- ①TOPIX-17 電機・精密の指数値ならびにTOPIXおよびTOPIX-17 電機・精密の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX-17 電機・精密に関するすべての権利・ノウハウならびにTOPIXおよびTOPIX-17 電機・精密の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有します。
- ②(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 電機・精密の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX-17 電機・精密の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXおよびTOPIX-17 電機・精密の商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 電機・精密の指数値、TOPIXおよびTOPIX-17 電機・精密の商標の使用に関して得られる結果ならびに特定の日のTOPIX-17 電機・精密の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 電機・精密の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 電機・精密の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥(株)東京証券取引所は、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」の購入者または公衆に対し、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑦(株)東京証券取引所は、当社または「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」の購入者のニーズを、TOPIX-17の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## 2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
  - ・売買単位は、1口単位です。
  - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行ないます。
  - ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「TOPIX-17 電機・精密」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
  - ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
  - ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
  - ・解約申込により受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
  - ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

## 3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。  
決算日は毎年1月20日および7月20日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 電機・精密」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- (b) 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

## (2) 【ファンドの沿革】

平成20年7月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始  
平成20年7月23日 受益権を東京証券取引所に上場

## (3) 【ファンドの仕組み】

|      | 名 称                                            | 関係業務の内容                                                                                                   |
|------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社                                 | 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 1 ）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社<br>（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） | 信託契約（ 1 ）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。     |
| 取扱窓口 | 販売会社                                           | 受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（ 2 ）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。               |

- 1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

< 委託会社の概況（平成28年2月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

## ・沿革

|                                |                                                  |
|--------------------------------|--------------------------------------------------|
| 昭和34年12月12日                    | 設立登記                                             |
| 昭和35年 2月17日                    | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得                    |
| 昭和35年 4月 1日                    | 営業開始                                             |
| 昭和60年11月 8日                    | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。                         |
| 平成 7年 5月31日                    | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。        |
| 平成 7年 9月14日                    | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 平成19年 9月30日                    | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。           |
| (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号） |                                                  |

## ・大株主の状況

| 名 称            | 住 所               | 所有<br>株式数      | 比率          |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株<br>2,608,525 | %<br>100.00 |

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。

対象株価指数を構成する銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。

前 および前 の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

## (2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)に定めるものに限ります。）

## 八．約束手形

二．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

## 2．次に掲げる特定資産以外の資産

## イ．為替手形

委託会社は、信託財産を、主として株式に投資することを指図します。

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託財産を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

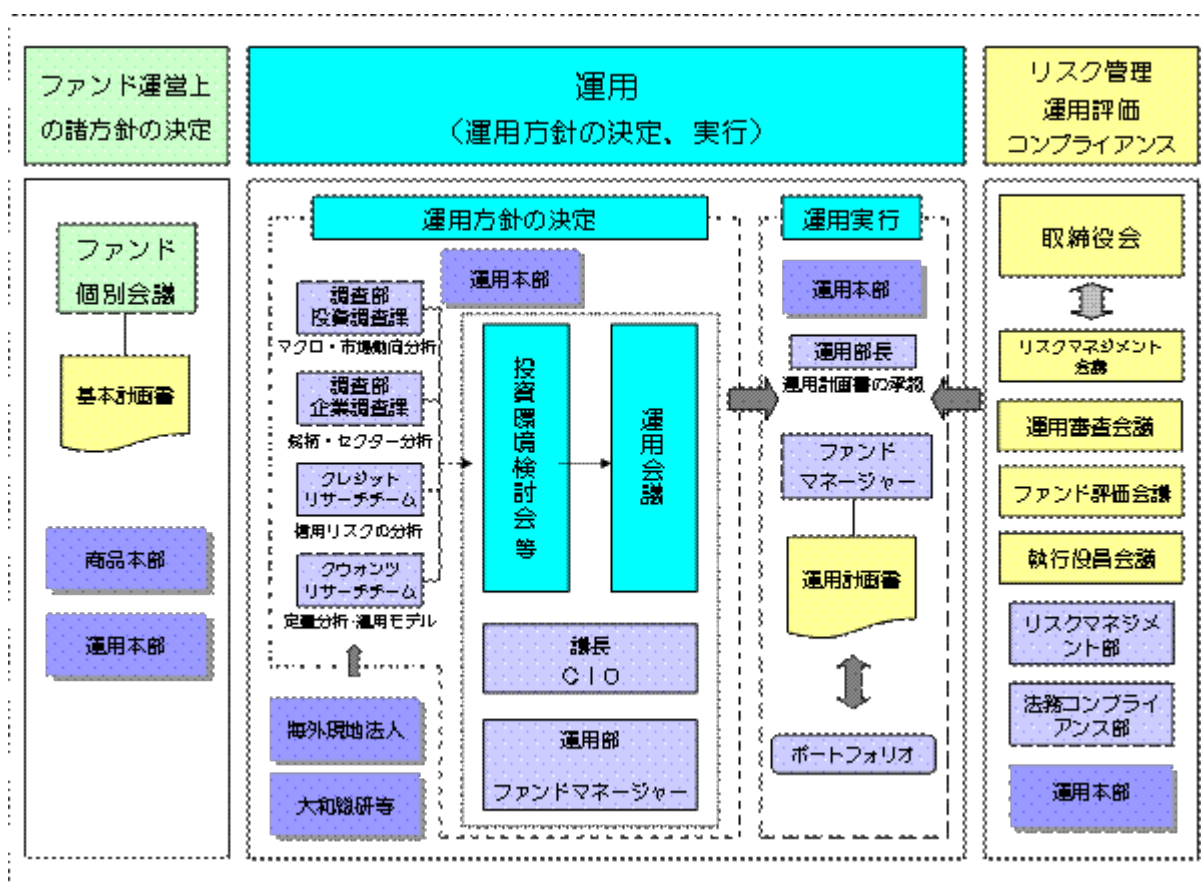
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

## (3) 【運用体制】

## 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



## 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

## イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

## ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

## ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

## 二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

## イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

## ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

## ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

## 二．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

## ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

## イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

## ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 二．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

### 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成28年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

## (5) 【投資制限】

### 株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

### 投資する株式の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ．前イ．にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### 先物取引等（信託約款）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

### デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### 株式の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄の組入比率が高くなる場合があり、各組入銘柄の値動きが基準価額におよぼす影響が大きくなる場合があります。

その他

イ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ハ．コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

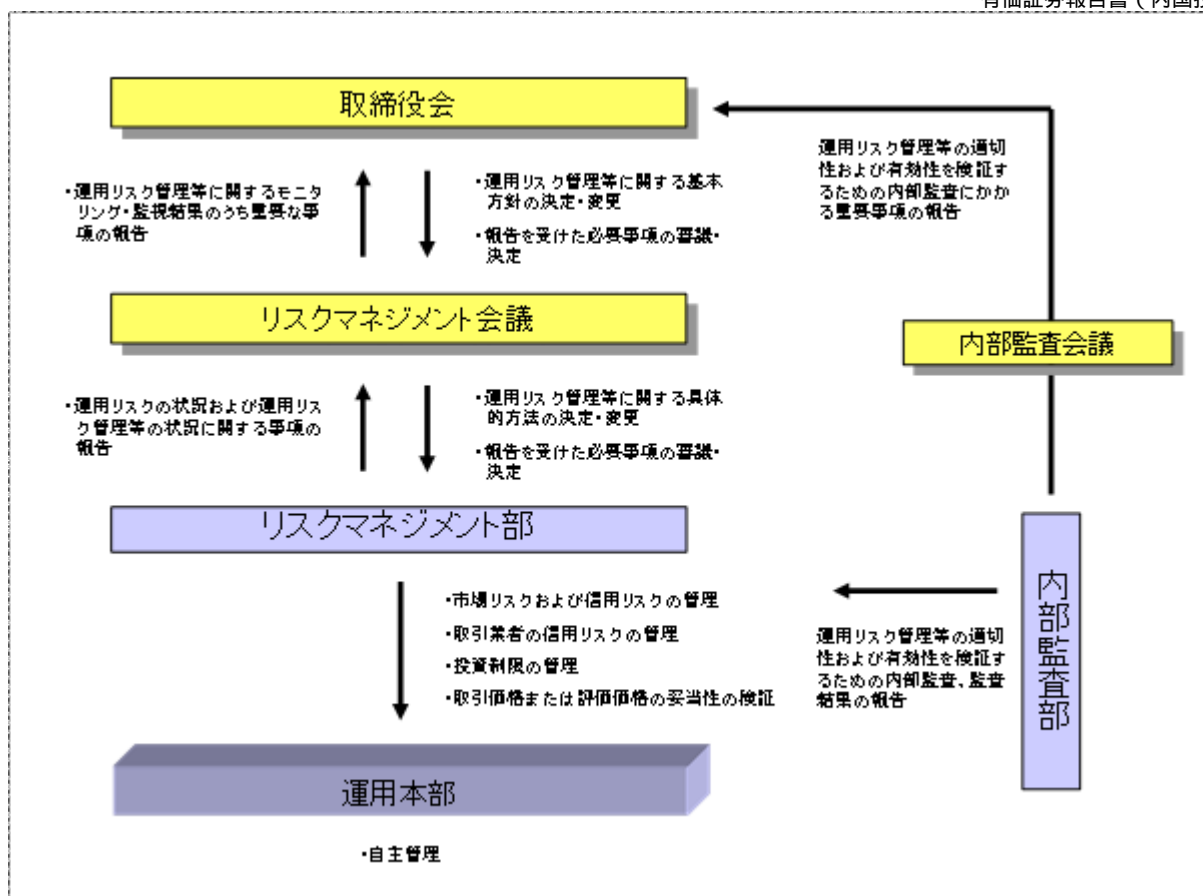
#### (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

#### (3) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



### 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

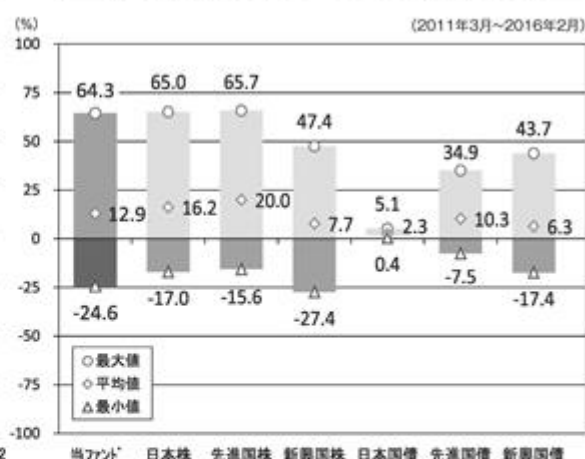
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

#### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (2) 【換金(解約)手数料】

### 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

### 信託財産留保額

ありません。

交換手数料は、受益権の交換に関する事務等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率10,000分の19.44（税抜10,000分の18）以内を乗じて得た額

委託会社 年率10,000分の13（税抜）以内

受託会社 年率10,000分の5（税抜）以内

\* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の54（税抜100分の50）以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の54（税抜100分の50）以内の率を乗じて得た額

なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 年率10,000分の19.44（税抜10,000分の18）

ロ. 100分の54（税抜100分の50）

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 前 イ.の報酬

委託会社 年率10,000分の13（税抜）

受託会社 年率10,000分の5（税抜）

\* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 前 ロ.の報酬

委託会社 報酬の50%

## 受託会社 報酬の50%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

\* 提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.02484%（税抜0.023%）以内を乗じて得た額となります。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

## イ．受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

## ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、平成49年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱い、株式の配当金と同様となります。

#### ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

#### イ．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、平成49年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度が適用されます。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

（ ）上記は、平成28年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】（平成28年2月29日現在）

## 投資状況

| 投資資産の種類               |      | 時価(円)         | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 株式                    |      | 1,160,243,500 | 99.65   |
|                       | 内 日本 | 1,160,243,500 | 99.65   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |      | 4,058,481     | 0.35    |
| 純資産総額                 |      | 1,164,301,981 | 100.00  |

## その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類      |      | 時価(円)     | 投資比率(%) |
|--------------|------|-----------|---------|
| 株価指数先物取引(買建) |      | 3,864,000 | 0.33    |
|              | 内 日本 | 3,864,000 | 0.33    |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

|   | 銘柄名   | 地域 | 種類 | 業種   | 株数、口数<br>また<br>は<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)       | 評価単価<br>時価<br>(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|-------|----|----|------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | ファナック | 日本 | 株式 | 電気機器 | 4,800                    | 18,090.00<br>86,832,000 | 16,600.00<br>79,680,000 | 6.84            |
| 2 | キヤノン  | 日本 | 株式 | 電気機器 | 25,000                   | 3,238.00<br>80,950,000  | 3,163.00<br>79,075,000  | 6.79            |
| 3 | ソニー   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 32,700                   | 2,454.00<br>80,245,800  | 2,387.00<br>78,054,900  | 6.70            |
| 4 | 村田製作所 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 4,900                    | 13,770.00<br>67,473,000 | 13,565.00<br>66,468,500 | 5.71            |
| 5 | キーエンス | 日本 | 株式 | 電気機器 | 1,100                    | 55,380.00<br>60,918,000 | 58,410.00<br>64,251,000 | 5.52            |

|    |          |    |    |      |         |                        |                        |      |
|----|----------|----|----|------|---------|------------------------|------------------------|------|
| 6  | 三菱電機     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 50,000  | 1,086.50<br>54,325,000 | 1,144.00<br>57,200,000 | 4.91 |
| 7  | 日立       | 日本 | 株式 | 電気機器 | 118,000 | 586.70<br>69,230,600   | 477.90<br>56,392,200   | 4.84 |
| 8  | パナソニック   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 53,000  | 1,063.00<br>56,339,000 | 954.30<br>50,577,900   | 4.34 |
| 9  | HOYA     | 日本 | 株式 | 精密機器 | 10,800  | 4,544.00<br>49,075,200 | 4,080.00<br>44,064,000 | 3.78 |
| 10 | 日本電産     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 5,600   | 7,862.00<br>44,027,200 | 7,567.00<br>42,375,200 | 3.64 |
| 11 | 京セラ      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 7,600   | 4,882.00<br>37,103,200 | 4,972.00<br>37,787,200 | 3.25 |
| 12 | オリンパス    | 日本 | 株式 | 精密機器 | 6,900   | 4,280.00<br>29,532,000 | 4,120.00<br>28,428,000 | 2.44 |
| 13 | テルモ      | 日本 | 株式 | 精密機器 | 7,100   | 3,505.00<br>24,885,500 | 3,860.00<br>27,406,000 | 2.35 |
| 14 | 東京エレクトロン | 日本 | 株式 | 電気機器 | 3,900   | 6,616.00<br>25,802,400 | 6,814.00<br>26,574,600 | 2.28 |
| 15 | シスメックス   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 3,600   | 6,880.00<br>24,768,000 | 7,000.00<br>25,200,000 | 2.16 |
| 16 | 富士通      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 45,000  | 514.20<br>23,139,000   | 413.10<br>18,589,500   | 1.60 |
| 17 | 日本電気     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 64,000  | 357.00<br>22,848,000   | 286.00<br>18,304,000   | 1.57 |
| 18 | 東芝       | 日本 | 株式 | 電気機器 | 98,000  | 219.40<br>21,501,200   | 174.80<br>17,130,400   | 1.47 |
| 19 | リコー      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 15,000  | 1,103.00<br>16,545,000 | 1,115.00<br>16,725,000 | 1.44 |
| 20 | T D K    | 日本 | 株式 | 電気機器 | 2,800   | 6,850.00<br>19,180,000 | 5,890.00<br>16,492,000 | 1.42 |
| 21 | オムロン     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 5,300   | 3,360.00<br>17,808,000 | 2,983.00<br>15,809,900 | 1.36 |
| 22 | ニコン      | 日本 | 株式 | 精密機器 | 8,700   | 1,663.00<br>14,468,100 | 1,717.00<br>14,937,900 | 1.28 |
| 23 | 小糸製作所    | 日本 | 株式 | 電気機器 | 2,800   | 4,380.00<br>12,264,000 | 4,975.00<br>13,930,000 | 1.20 |
| 24 | セイコーエプソン | 日本 | 株式 | 電気機器 | 6,900   | 1,524.00<br>10,515,600 | 1,817.00<br>12,537,300 | 1.08 |
| 25 | ローム      | 日本 | 株式 | 電気機器 | 2,300   | 5,140.00<br>11,822,000 | 4,820.00<br>11,086,000 | 0.95 |

|    |         |    |    |      |        |                         |                         |      |
|----|---------|----|----|------|--------|-------------------------|-------------------------|------|
| 26 | コニカミノルタ | 日本 | 株式 | 電気機器 | 11,600 | 1,031.00<br>11,959,600  | 947.00<br>10,985,200    | 0.94 |
| 27 | 島津製作所   | 日本 | 株式 | 精密機器 | 6,000  | 1,725.00<br>10,350,000  | 1,760.00<br>10,560,000  | 0.91 |
| 28 | ヒロセ電機   | 日本 | 株式 | 電気機器 | 800    | 12,910.00<br>10,328,000 | 12,740.00<br>10,192,000 | 0.88 |
| 29 | 浜松ホトニクス | 日本 | 株式 | 電気機器 | 3,600  | 2,807.00<br>10,105,200  | 2,771.00<br>9,975,600   | 0.86 |
| 30 | カシオ     | 日本 | 株式 | 電気機器 | 4,700  | 2,433.00<br>11,435,100  | 2,079.00<br>9,771,300   | 0.84 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 株式        | 99.65% |
| 合計        | 99.65% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種   | 投資比率   |
|------|--------|
| 電気機器 | 87.26% |
| 精密機器 | 12.39% |
| 合計   | 99.65% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

| 種類           | 地域 | 資産名                   | 買建/<br>売建 | 数量 | 簿価        | 時価        | 投資<br>比率 |
|--------------|----|-----------------------|-----------|----|-----------|-----------|----------|
| 株価指数先物<br>取引 | 日本 | ミニTOPIX先物 2016年3<br>月 | 買建        | 3  | 3,942,374 | 3,864,000 | 0.33%    |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

|                          | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) | 東京証券取<br>引所<br>市場相場 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 第1計算期間末<br>(平成21年1月20日)  | 3,385,364,847         | 3,416,131,719         | 7,482                      | 7,550                      | -                   |
| 第2計算期間末<br>(平成21年7月20日)  | 3,976,429,840         | 4,001,314,810         | 8,789                      | 8,844                      | -                   |
| 第3計算期間末<br>(平成22年1月20日)  | 4,825,082,025         | 4,842,727,731         | 10,664                     | 10,703                     | 10,770              |
| 第4計算期間末<br>(平成22年7月20日)  | 4,244,342,393         | 4,268,774,909         | 9,381                      | 9,435                      | 9,350               |
| 第5計算期間末<br>(平成23年1月20日)  | 4,864,398,177         | 4,891,545,417         | 10,751                     | 10,811                     | -                   |
| 第6計算期間末<br>(平成23年7月20日)  | 2,099,305,570         | 2,120,085,104         | 9,800                      | 9,897                      | 9,770               |
| 第7計算期間末<br>(平成24年1月20日)  | 1,748,491,926         | 1,763,701,688         | 8,162                      | 8,233                      | -                   |
| 第8計算期間末<br>(平成24年7月20日)  | 1,552,984,438         | 1,569,479,532         | 7,249                      | 7,326                      | 7,370               |
| 第9計算期間末<br>(平成25年1月20日)  | 821,644,274           | 836,574,032           | 8,640                      | 8,797                      | 8,510               |
| 第10計算期間末<br>(平成25年7月20日) | 1,034,719,799         | 1,041,661,661         | 10,881                     | 10,954                     | 10,910              |
| 第11計算期間末<br>(平成26年1月20日) | 1,187,736,713         | 1,194,203,105         | 12,490                     | 12,558                     | -                   |
| 第12計算期間末<br>(平成26年7月20日) | 1,208,777,128         | 1,217,050,306         | 12,711                     | 12,798                     | 12,590              |
| 第13計算期間末<br>(平成27年1月20日) | 1,395,004,877         | 1,402,327,115         | 14,670                     | 14,747                     | 14,530              |
| 平成27年2月末日                | 1,508,472,684         | -                     | 15,863                     | -                          | 15,540              |
| 3月末日                     | 1,573,941,028         | -                     | 16,551                     | -                          | -                   |
| 4月末日                     | 1,609,039,685         | -                     | 16,921                     | -                          | -                   |
| 5月末日                     | 1,683,554,587         | -                     | 17,704                     | -                          | 17,670              |
| 6月末日                     | 1,608,766,753         | -                     | 16,918                     | -                          | -                   |
| 第14計算期間末<br>(平成27年7月20日) | 1,583,736,792         | 1,595,623,542         | 16,654                     | 16,779                     | -                   |

|                          |               |               |        |        |        |
|--------------------------|---------------|---------------|--------|--------|--------|
| 7月末日                     | 1,531,111,807 | -             | 16,101 | -      | -      |
| 8月末日                     | 1,407,196,657 | -             | 14,798 | -      | -      |
| 9月末日                     | 1,273,873,573 | -             | 13,396 | -      | -      |
| 10月末日                    | 1,447,960,693 | -             | 15,227 | -      | -      |
| 11月末日                    | 1,498,963,385 | -             | 15,763 | -      | -      |
| 12月末日                    | 1,439,898,333 | -             | 15,142 | -      | 15,220 |
| 第15計算期間末<br>(平成28年1月20日) | 1,218,450,177 | 1,236,327,849 | 12,813 | 13,001 | 12,970 |
| 平成28年1月末日                | 1,235,570,080 | -             | 12,993 | -      | 12,490 |
| 2月末日                     | 1,164,301,981 | -             | 12,244 | -      | -      |

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

### 【分配の推移】

|         | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第1計算期間  | 68          |
| 第2計算期間  | 55          |
| 第3計算期間  | 39          |
| 第4計算期間  | 54          |
| 第5計算期間  | 60          |
| 第6計算期間  | 97          |
| 第7計算期間  | 71          |
| 第8計算期間  | 77          |
| 第9計算期間  | 157         |
| 第10計算期間 | 73          |
| 第11計算期間 | 68          |
| 第12計算期間 | 87          |
| 第13計算期間 | 77          |
| 第14計算期間 | 125         |
| 第15計算期間 | 188         |

### 【収益率の推移】

|        | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 44.2   |
| 第2計算期間 | 18.2   |
| 第3計算期間 | 21.8   |
| 第4計算期間 | 11.5   |
| 第5計算期間 | 15.2   |
| 第6計算期間 | 7.9    |

|         |      |
|---------|------|
| 第7計算期間  | 16.0 |
| 第8計算期間  | 10.2 |
| 第9計算期間  | 21.4 |
| 第10計算期間 | 26.8 |
| 第11計算期間 | 15.4 |
| 第12計算期間 | 2.5  |
| 第13計算期間 | 16.0 |
| 第14計算期間 | 14.4 |
| 第15計算期間 | 21.9 |

## (4) 【設定及び解約の実績】

|         | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|---------|---------|
| 第1計算期間  | 0       | 0       |
| 第2計算期間  | 0       | 0       |
| 第3計算期間  | 0       | 0       |
| 第4計算期間  | 0       | 0       |
| 第5計算期間  | 0       | 0       |
| 第6計算期間  | 0       | 238,232 |
| 第7計算期間  | 0       | 0       |
| 第8計算期間  | 0       | 0       |
| 第9計算期間  | 0       | 119,128 |
| 第10計算期間 | 0       | 0       |
| 第11計算期間 | 0       | 0       |
| 第12計算期間 | 0       | 0       |
| 第13計算期間 | 0       | 0       |
| 第14計算期間 | 0       | 0       |
| 第15計算期間 | 0       | 0       |

(注) 当初設定数量は452,454口です。

(参考情報) 運用実績

2016年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 12,244円 |
| 純資産総額 | 11億円    |

## 基準価額の騰落率

| 期間   | ファンド   |
|------|--------|
| 1カ月間 | -5.8%  |
| 3カ月間 | -21.2% |
| 6カ月間 | -16.0% |
| 1年間  | -21.1% |
| 3年間  | 44.3%  |
| 5年間  | 24.3%  |
| 設定来  | 2.4%   |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、  
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(1口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 313円

設定来分配金合計額: 1,296円

| 決算期 | 第4期   | 第5期   | 第6期   | 第7期   | 第8期   | 第9期   | 第10期  | 第11期  | 第12期  | 第13期  | 第14期  | 第15期  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 10年7月 | 11年1月 | 11年7月 | 12年1月 | 12年7月 | 13年1月 | 13年7月 | 14年1月 | 14年7月 | 15年1月 | 15年7月 | 16年1月 |
| 分配金 | 54円   | 60円   | 97円   | 71円   | 77円   | 157円  | 73円   | 68円   | 87円   | 77円   | 125円  | 188円  |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

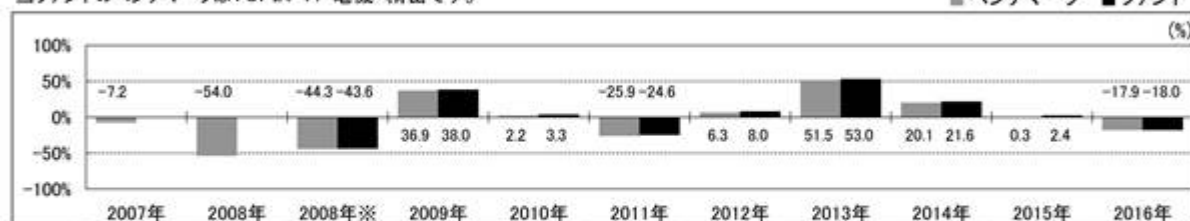
| 資産別構成       | 銘柄数 | 比率    | 株式東証33業種別構成 | 比率    | 組入上位10銘柄 | 業種名  | 比率    |
|-------------|-----|-------|-------------|-------|----------|------|-------|
| 国内株式        | 186 | 99.7% | 電気機器        | 87.3% | ファナック    | 電気機器 | 6.8%  |
| 国内株式先物      | 1   | 0.3%  | 精密機器        | 12.4% | キャノン     | 電気機器 | 6.8%  |
| 不動産投資信託等    | -   | -     |             |       | ソニー      | 電気機器 | 6.7%  |
| コール・ローン、その他 | -   | 0.3%  |             |       | 村田製作所    | 電気機器 | 5.7%  |
| 合計          | 187 | -     |             |       | キーエンス    | 電気機器 | 5.5%  |
| 株式市場・上場別構成  |     |       |             |       | 三菱電機     | 電気機器 | 4.9%  |
| 一部(東証・名証)   |     | 99.7% |             |       | 日立       | 電気機器 | 4.8%  |
| 二部(東証・名証)   |     | -     |             |       | パナソニック   | 電気機器 | 4.3%  |
| 新興市場他       |     | -     |             |       | HOYA     | 精密機器 | 3.8%  |
| その他         |     | -     |             |       | 日本電産     | 電気機器 | 3.6%  |
| 合計          |     | 99.7% | 合計          | 99.7% | 合計       |      | 53.1% |

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIX-17 電機・精密です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2008年※は設定日(7月22日)から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時）までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

前 の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

前 に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本 において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前 に定める株式（前 、前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。）または前 に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内）
4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前 に定める株式（前 、前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。）または前 に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

## 2 【換金(解約)手続等】

### < 解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権（受託会社が「3 資産管理等の概要(5)」に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5)」の規定による請求により買取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

### < 交換 >

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。

交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時）までに交換請求をした場合には、その翌営業日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

前 の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の交換請求の受け付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。

1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日以内
3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内）
4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。当該抹消にかかる手続きおよび後 に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後 または後 に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後 または後 の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後 に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものととして取扱います。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受け付けの中止、交換請求の受け付けの取消またはその両方を行なうことができます。

前 の規定により交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。

前 の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に自社株式等が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前 の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じ

た金額とします。)に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式(当該自社株式等を除きます。)を交換するよう受託会社に指図するものとします。

前 に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

前 の規定にかかわらず、前 の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本 において「配当落ち株式等」といいます。)が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額(当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。)に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとします。

受託会社は、前 に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。

委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

#### < 買取り >

販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

前 の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前の規定に準じて計算されたものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式：

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月21日から7月20日まで、および7月21日から翌年1月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年7月22日から平成21年1月20日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が2万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同

じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約する場合、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。また、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときも同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 1. の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 1. の3. または前 1. の2. に規定する書面に付記します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからでも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金にかかる請求権

##### < 支払方法 >

1. 受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
3. 受益者は、原則として前2. に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に

相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前2.に規定する登録を受託会社に対して直接行なうことができます。

4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。

イ. 受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

ロ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。

ハ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。

5. 追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

7. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

8. 受託会社は、前7.の規定により委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

9. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

#### 信託終了時の交換等

1. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。

2. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

3. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

4. 受益者が、信託終了時の交換について信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

### 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「２ 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成27年7月21日から平成28年1月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第14期<br>平成27年7月20日現在 | 第15期<br>平成28年1月20日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |                      |
| 流動資産            |                      |                      |
| コール・ローン         | 11,254,153           | 13,261,872           |
| 株式              | ₃ 1,581,571,750      | ₃ 1,216,131,600      |
| 未収入金            | 2,401,904            | 6,970,117            |
| 未収配当金           | 2,307,600            | 2,104,500            |
| 未収利息            | 54                   | -                    |
| 前払金             | -                    | 1,366,250            |
| 流動資産合計          | 1,597,535,461        | 1,239,834,339        |
| 資産合計            | 1,597,535,461        | 1,239,834,339        |
| <b>負債の部</b>     |                      |                      |
| 流動負債            |                      |                      |
| 派生商品評価勘定        | -                    | 181,654              |
| 未払金             | -                    | 1,717,641            |
| 未払収益分配金         | 11,886,750           | 17,877,672           |
| 未払受託者報酬         | 420,234              | 386,881              |
| 未払委託者報酬         | 1,092,681            | 1,005,975            |
| その他未払費用         | 399,004              | 214,339              |
| 流動負債合計          | 13,798,669           | 21,384,162           |
| 負債合計            | 13,798,669           | 21,384,162           |
| <b>純資産の部</b>    |                      |                      |
| 元本等             |                      |                      |
| 元本              | ₁ 1,287,097,290      | ₁ 1,287,097,290      |
| 剰余金             |                      |                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | ₂ 296,639,502        | ₂ 68,647,113         |
| （分配準備積立金）       | 2,328,007            | 2,123,971            |
| 元本等合計           | 1,583,736,792        | 1,218,450,177        |
| 純資産合計           | 1,583,736,792        | 1,218,450,177        |
| 負債純資産合計         | 1,597,535,461        | 1,239,834,339        |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                 | 自<br>至 | 第14期<br>平成27年1月21日<br>平成27年7月20日 | 自<br>至 | 第15期<br>平成27年7月21日<br>平成28年1月20日 |
|-----------------|--------|----------------------------------|--------|----------------------------------|
| 営業収益            |        |                                  |        |                                  |
| 受取配当金           |        | 13,389,775                       |        | 10,789,364                       |
| 受取利息            |        | 1,067                            |        | 1,589                            |
| 有価証券売買等損益       |        | 189,041,378                      |        | 363,183,284                      |
| 派生商品取引等損益       |        | -                                |        | 1,899,295                        |
| その他収益           |        | 11                               |        | 8,492,042                        |
| 営業収益合計          |        | 202,432,231                      |        | 345,799,584                      |
| 営業費用            |        |                                  |        |                                  |
| 受託者報酬           |        | 420,234                          |        | 386,881                          |
| 委託者報酬           |        | 1,092,681                        |        | 1,005,975                        |
| その他費用           |        | 300,651                          |        | 216,503                          |
| 営業費用合計          |        | 1,813,566                        |        | 1,609,359                        |
| 営業利益又は営業損失（ ）   |        | 200,618,665                      |        | 347,408,943                      |
| 経常利益又は経常損失（ ）   |        | 200,618,665                      |        | 347,408,943                      |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） |        | 200,618,665                      |        | 347,408,943                      |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） |        | 107,907,587                      |        | 296,639,502                      |
| 分配金             |        | 211,886,750                      |        | 217,877,672                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） |        | 296,639,502                      |        | 68,647,113                       |

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                    | 第15期                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                        | 自 平成27年7月21日<br>至 平成28年1月20日                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法     | <p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |  |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>                                                                                                                                                                   |  |
| 3. 収益及び費用の計上基準         | <p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                    |  |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                 | 第14期           | 第15期           |
|---------------------|----------------|----------------|
|                     | 平成27年7月20日現在   | 平成28年1月20日現在   |
| 1. 1 期首元本額          | 1,287,097,290円 | 1,287,097,290円 |
| 期中追加設定元本額           | - 円            | - 円            |
| 期中一部交換元本額           | - 円            | - 円            |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 95,094口        | 95,094口        |

|    |   |               |       |                                                            |
|----|---|---------------|-------|------------------------------------------------------------|
| 3. | 2 | 元本の欠損         | _____ | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は68,647,113円であります。             |
| 4. | 3 | 差入委託証拠金代用有価証券 | _____ | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。<br>株式 14,598,000円 |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区 分           | 第14期                                                                                                                                                                                        |  | 第15期                                                                                                                                                                                        |  |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|               | 自 平成27年1月21日<br>至 平成27年7月20日                                                                                                                                                                |  | 自 平成27年7月21日<br>至 平成28年1月20日                                                                                                                                                                |  |
| 1. 1 その他収益    | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                 |  | 主に、受取和解金であります。                                                                                                                                                                              |  |
| 2. 2 分配金の計算過程 | 当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（13,390,853円）及び分配準備積立金(2,637,470円)の合計額から、経費(1,813,566円)を控除して計算される分配対象額は14,214,757円（1口当たり149円）であり、うち11,886,750円（1口当たり125円）を分配金額としております。 |  | 当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（19,282,995円）及び分配準備積立金(2,328,007円)の合計額から、経費(1,609,359円)を控除して計算される分配対象額は20,001,643円（1口当たり210円）であり、うち17,877,672円（1口当たり188円）を分配金額としております。 |  |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 区 分             | 第15期                                                                       |  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|--|
|                 | 自 平成27年7月21日<br>至 平成28年1月20日                                               |  |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |  |

|                                |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 金融商品の内容及びリスク                | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。<br>信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制              | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                                                                                            |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。<br>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。                                  |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 第15期<br>平成28年1月20日現在                                                                                                                                                        |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                                 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | (1)有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2)デリバティブ取引<br>デリバティブ取引に関する注記に記載しております。<br><br>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

|  |                      |                      |
|--|----------------------|----------------------|
|  | 第14期<br>平成27年7月20日現在 | 第15期<br>平成28年1月20日現在 |
|--|----------------------|----------------------|

| 種 類 | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| 株式  | 188,382,167              | 358,256,353              |
| 合計  | 188,382,167              | 358,256,353              |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 株式関連

| 種 類  | 第14期<br>平成27年7月20日 現在 |           |           |             | 第15期<br>平成28年1月20日 現在 |           |           |             |
|------|-----------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------|-----------|-----------|-------------|
|      | 契約額等                  |           | 時価<br>（円） | 評価損益<br>（円） | 契約額等                  |           | 時価<br>（円） | 評価損益<br>（円） |
|      | （円）                   | うち<br>1年超 |           |             | （円）                   | うち<br>1年超 |           |             |
| 市場取引 |                       |           |           |             |                       |           |           |             |
| 株価指数 |                       |           |           |             |                       |           |           |             |
| 先物取引 |                       |           |           |             |                       |           |           |             |
| 買 建  | -                     | -         | -         | -           | 1,515,500             | -         | 1,334,500 | 181,000     |
| 合計   | -                     | -         | -         | -           | 1,515,500             | -         | 1,334,500 | 181,000     |

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

|                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| 第15期<br>自 平成27年7月21日<br>至 平成28年1月20日                              |
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

|           | 第14期<br>平成27年7月20日現在 | 第15期<br>平成28年1月20日現在 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 | 16,654円              | 12,813円              |

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

| 銘 柄           | 株 式 数   | 評価額（円）   |            | 備考 |
|---------------|---------|----------|------------|----|
|               |         | 単 価      | 金 額        |    |
| 日清紡ホールディングス   | 2,600   | 1,121.00 | 2,914,600  |    |
| イビデン          | 2,800   | 1,508.00 | 4,222,400  |    |
| テ ル モ         | 7,100   | 3,505.00 | 24,885,500 |    |
| コニカミノルタ       | 11,600  | 1,031.00 | 11,959,600 |    |
| クリエートメディック    | 200     | 881.00   | 176,200    |    |
| 日 機 装         | 1,700   | 770.00   | 1,309,000  |    |
| ブラザー工業        | 6,000   | 1,210.00 | 7,260,000  |    |
| ミネベア          | 7,000   | 895.00   | 6,265,000  |    |
| 日 立           | 118,000 | 586.70   | 69,230,600 |    |
| 東 芝           | 98,000  | 219.40   | 21,501,200 |    |
| 三菱電機          | 50,000  | 1,086.50 | 54,325,000 |    |
| 富士電機          | 14,000  | 447.00   | 6,258,000  |    |
| 東洋電機製造        | 1,000   | 358.00   | 358,000    |    |
| 安川電機          | 5,800   | 1,377.00 | 7,986,600  |    |
| シンフォニア テクノロジー | 3,000   | 165.00   | 495,000    |    |
| 明 電 舎         | 4,000   | 421.00   | 1,684,000  |    |
| オリジン電気        | 1,000   | 287.00   | 287,000    |    |
| 山洋電気          | 1,000   | 587.00   | 587,000    |    |
| デンヨー          | 400     | 1,491.00 | 596,400    |    |
| 東芝テック         | 3,000   | 381.00   | 1,143,000  |    |
| 芝浦メカトロニクス     | 1,000   | 194.00   | 194,000    |    |
| マブチモーター       | 1,300   | 5,840.00 | 7,592,000  |    |
| 日本電産          | 5,600   | 7,862.00 | 44,027,200 |    |
| 東光高岳          | 200     | 1,404.00 | 280,800    |    |
| ダブル・スコープ      | 100     | 3,410.00 | 341,000    |    |
| 宮越ホールディングス    | 200     | 333.00   | 66,600     |    |
| ダイヘン          | 3,000   | 580.00   | 1,740,000  |    |
| 田淵電機          | 500     | 671.00   | 335,500    |    |
| ヤーマン          | 100     | 1,919.00 | 191,900    |    |
| JVCケンウッド      | 3,400   | 280.00   | 952,000    |    |

|              |        |          |            |  |
|--------------|--------|----------|------------|--|
| ミマキエンジニアリング  | 300    | 421.00   | 126,300    |  |
| 第一精工         | 200    | 1,393.00 | 278,600    |  |
| 日新電機         | 1,100  | 908.00   | 998,800    |  |
| 大崎電気         | 1,000  | 594.00   | 594,000    |  |
| オムロン         | 5,300  | 3,360.00 | 17,808,000 |  |
| 日東工業         | 700    | 1,820.00 | 1,274,000  |  |
| I D E C      | 600    | 1,004.00 | 602,400    |  |
| ジーエス・ユアサ コーポ | 9,000  | 393.00   | 3,537,000  |  |
| サクサホールディングス  | 1,000  | 185.00   | 185,000    |  |
| メルコホールディングス  | 200    | 1,894.00 | 378,800    |  |
| テクノメディカ      | 100    | 2,494.00 | 249,400    |  |
| 日本電気         | 64,000 | 357.00   | 22,848,000 |  |
| 富 士 通        | 45,000 | 514.20   | 23,139,000 |  |
| 沖 電 気        | 20,000 | 127.00   | 2,540,000  |  |
| 岩崎通信機        | 2,000  | 67.00    | 134,000    |  |
| 電気興業         | 1,000  | 498.00   | 498,000    |  |
| サンケン電気       | 2,000  | 345.00   | 690,000    |  |
| アイホン         | 300    | 1,801.00 | 540,300    |  |
| ルネサスエレクトロニクス | 2,400  | 813.00   | 1,951,200  |  |
| セイコーエプソン     | 6,900  | 1,524.00 | 10,515,600 |  |
| ワコム          | 3,700  | 450.00   | 1,665,000  |  |
| アルバック        | 800    | 2,844.00 | 2,275,200  |  |
| アクセル         | 200    | 1,058.00 | 211,600    |  |
| E I Z O      | 400    | 2,685.00 | 1,074,000  |  |
| ジャパンディスプレイ   | 8,700  | 281.00   | 2,444,700  |  |
| 日本信号         | 1,300  | 1,100.00 | 1,430,000  |  |
| 京三製作所        | 1,000  | 326.00   | 326,000    |  |
| 能美防災         | 500    | 1,245.00 | 622,500    |  |
| ホーチキ         | 300    | 912.00   | 273,600    |  |
| エレコム         | 400    | 1,418.00 | 567,200    |  |
| 日本無線         | 1,000  | 305.00   | 305,000    |  |
| パナソニック       | 53,000 | 1,063.00 | 56,339,000 |  |
| シャープ         | 39,000 | 121.00   | 4,719,000  |  |
| アンリツ         | 2,800  | 769.00   | 2,153,200  |  |
| 富士通ゼネラル      | 1,000  | 1,410.00 | 1,410,000  |  |
| 日立国際電気       | 1,000  | 1,406.00 | 1,406,000  |  |
| ソ ニ ー        | 32,700 | 2,454.00 | 80,245,800 |  |
| T D K        | 2,800  | 6,850.00 | 19,180,000 |  |
| 帝国通信工業       | 1,000  | 182.00   | 182,000    |  |
| ミツミ電機        | 1,700  | 552.00   | 938,400    |  |

|                  |       |           |            |  |
|------------------|-------|-----------|------------|--|
| タムラ製作所           | 2,000 | 305.00    | 610,000    |  |
| アルプス電気           | 3,900 | 2,606.00  | 10,163,400 |  |
| 池上通信機            | 2,000 | 147.00    | 294,000    |  |
| パイオニア            | 7,500 | 260.00    | 1,950,000  |  |
| 日本電波工業           | 400   | 696.00    | 278,400    |  |
| 鈴木               | 100   | 526.00    | 52,600     |  |
| 日本トリム            | 100   | 3,850.00  | 385,000    |  |
| ローランド ディー . ジー . | 200   | 2,227.00  | 445,400    |  |
| フオスタ - 電機        | 600   | 2,329.00  | 1,397,400  |  |
| クラリオン            | 3,000 | 391.00    | 1,173,000  |  |
| S M K            | 1,000 | 569.00    | 569,000    |  |
| ヨコオ              | 300   | 503.00    | 150,900    |  |
| 東 光              | 1,000 | 366.00    | 366,000    |  |
| ティアック            | 3,000 | 43.00     | 129,000    |  |
| ホシデン             | 1,400 | 540.00    | 756,000    |  |
| ヒロセ電機            | 800   | 12,910.00 | 10,328,000 |  |
| 日本航空電子           | 1,000 | 1,327.00  | 1,327,000  |  |
| T O A            | 500   | 1,082.00  | 541,000    |  |
| 日立マクセル           | 800   | 1,846.00  | 1,476,800  |  |
| 古野電気             | 600   | 729.00    | 437,400    |  |
| ユニデンホールディングス     | 1,000 | 120.00    | 120,000    |  |
| アルパイン            | 1,100 | 1,450.00  | 1,595,000  |  |
| スミダコーポレーション      | 400   | 624.00    | 249,600    |  |
| アイコム             | 300   | 2,058.00  | 617,400    |  |
| リオン              | 100   | 1,857.00  | 185,700    |  |
| 船井電機             | 500   | 819.00    | 409,500    |  |
| 横河電機             | 4,700 | 1,228.00  | 5,771,600  |  |
| 新電元工業            | 2,000 | 392.00    | 784,000    |  |
| アズビル             | 1,500 | 2,701.00  | 4,051,500  |  |
| 東亜ディーケーケー        | 200   | 456.00    | 91,200     |  |
| 日本光電工業           | 1,900 | 2,496.00  | 4,742,400  |  |
| チ ノ ー            | 200   | 1,042.00  | 208,400    |  |
| 共和電業             | 600   | 363.00    | 217,800    |  |
| 日本電子材料           | 200   | 508.00    | 101,600    |  |
| 堀場製作所            | 900   | 4,165.00  | 3,748,500  |  |
| アドバンテスト          | 3,200 | 933.00    | 2,985,600  |  |
| 小野測器             | 200   | 769.00    | 153,800    |  |
| エスベック            | 500   | 1,264.00  | 632,000    |  |
| パナソニックデバイス       | 400   | 573.00    | 229,200    |  |
| キーエンス            | 1,100 | 55,380.00 | 60,918,000 |  |

|                       |       |           |            |  |
|-----------------------|-------|-----------|------------|--|
| 日置電機                  | 200   | 1,852.00  | 370,400    |  |
| シスメックス                | 3,600 | 6,880.00  | 24,768,000 |  |
| 日本マイクロニクス             | 600   | 1,014.00  | 608,400    |  |
| メガチップス                | 500   | 986.00    | 493,000    |  |
| O B A R A   G R O U P | 300   | 3,635.00  | 1,090,500  |  |
| コーセル                  | 700   | 928.00    | 649,600    |  |
| 新日本無線                 | 300   | 441.00    | 132,300    |  |
| オブテックス                | 300   | 2,647.00  | 794,100    |  |
| 千代田インテグレ              | 200   | 2,645.00  | 529,000    |  |
| レーザーテック               | 500   | 1,164.00  | 582,000    |  |
| スタンレー電気               | 3,300 | 2,356.00  | 7,774,800  |  |
| 岩崎電気                  | 2,000 | 208.00    | 416,000    |  |
| ウシオ電機                 | 2,800 | 1,522.00  | 4,261,600  |  |
| 岡谷電機                  | 300   | 394.00    | 118,200    |  |
| ヘリオステクノH              | 400   | 381.00    | 152,400    |  |
| 日本セラミック               | 300   | 1,786.00  | 535,800    |  |
| 遠藤照明                  | 200   | 1,028.00  | 205,600    |  |
| 日本デジタル研究所             | 400   | 1,505.00  | 602,000    |  |
| 双信電機                  | 200   | 276.00    | 55,200     |  |
| 山一電機                  | 400   | 765.00    | 306,000    |  |
| 図 研                   | 300   | 1,013.00  | 303,900    |  |
| 日本電子                  | 2,000 | 671.00    | 1,342,000  |  |
| カ シ オ                 | 4,700 | 2,433.00  | 11,435,100 |  |
| ファナック                 | 4,800 | 18,090.00 | 86,832,000 |  |
| 日本シイエムケイ              | 1,000 | 368.00    | 368,000    |  |
| エンプラス                 | 200   | 3,735.00  | 747,000    |  |
| 大真空                   | 1,000 | 190.00    | 190,000    |  |
| ロ ー ム                 | 2,300 | 5,140.00  | 11,822,000 |  |
| 浜松ホトニクス               | 3,600 | 2,807.00  | 10,105,200 |  |
| 三井ハイテック               | 600   | 601.00    | 360,600    |  |
| 新光電気工業                | 1,800 | 691.00    | 1,243,800  |  |
| 京 セ ラ                 | 7,600 | 4,882.00  | 37,103,200 |  |
| 太陽誘電                  | 2,300 | 1,411.00  | 3,245,300  |  |
| 村田製作所                 | 4,900 | 13,770.00 | 67,473,000 |  |
| ユーシン                  | 600   | 609.00    | 365,400    |  |
| 双葉電子工業                | 800   | 1,441.00  | 1,152,800  |  |
| 北陸電気工業                | 2,000 | 140.00    | 280,000    |  |
| ニチコン                  | 1,500 | 824.00    | 1,236,000  |  |
| 日本ケミコン                | 4,000 | 180.00    | 720,000    |  |
| K O A                 | 600   | 871.00    | 522,600    |  |

|                     |        |          |               |  |
|---------------------|--------|----------|---------------|--|
| 市光工業                | 1,000  | 200.00   | 200,000       |  |
| 小糸製作所               | 2,800  | 4,380.00 | 12,264,000    |  |
| ミツバ                 | 800    | 1,524.00 | 1,219,200     |  |
| 島津製作所               | 6,000  | 1,725.00 | 10,350,000    |  |
| J M S               | 1,000  | 278.00   | 278,000       |  |
| クボテック               | 100    | 490.00   | 49,000        |  |
| モリテックス              | 100    | 209.00   | 20,900        |  |
| 長野計器                | 300    | 642.00   | 192,600       |  |
| ブイ・テクノロジー           | 100    | 3,645.00 | 364,500       |  |
| スター精密               | 900    | 1,290.00 | 1,161,000     |  |
| 東京計器                | 2,000  | 197.00   | 394,000       |  |
| 愛知時計                | 1,000  | 311.00   | 311,000       |  |
| オーバル                | 400    | 230.00   | 92,000        |  |
| 東京精密                | 900    | 2,385.00 | 2,146,500     |  |
| マニー                 | 400    | 1,844.00 | 737,600       |  |
| ニコン                 | 8,700  | 1,663.00 | 14,468,100    |  |
| トプコン                | 1,500  | 1,535.00 | 2,302,500     |  |
| オリンパス               | 6,900  | 4,280.00 | 29,532,000    |  |
| 理研計器                | 400    | 1,100.00 | 440,000       |  |
| S C R E E Nホールディングス | 5,000  | 809.00   | 4,045,000     |  |
| キヤノン電子              | 400    | 1,751.00 | 700,400       |  |
| タムロン                | 400    | 1,940.00 | 776,000       |  |
| H O Y A             | 10,800 | 4,544.00 | 49,075,200    |  |
| ノーリツ鋼機              | 400    | 533.00   | 213,200       |  |
| エー・アンド・デイ           | 400    | 376.00   | 150,400       |  |
| キヤノン                | 25,000 | 3,238.00 | 80,950,000    |  |
| リ コ ー               | 15,000 | 1,103.00 | 16,545,000    |  |
| シチズンホールディングス        | 5,700  | 752.00   | 4,286,400     |  |
| リズム時計               | 2,000  | 138.00   | 276,000       |  |
| 大研医器                | 300    | 861.00   | 258,300       |  |
| メニコン                | 200    | 3,610.00 | 722,000       |  |
| 松 風                 | 200    | 1,289.00 | 257,800       |  |
| M U T O Hホールディングス   | 1,000  | 242.00   | 242,000       |  |
| 東京エレクトロン            | 4,200  | 6,616.00 | 27,787,200    |  |
| セイコーHD              | 3,000  | 594.00   | 1,782,000     |  |
| ニプロ                 | 3,400  | 1,113.00 | 3,784,200     |  |
| 合計                  |        |          | 1,216,131,600 |  |

（注） 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

ソ ニ ー

3,000株

ファナック

400株

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成28年2月29日

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 資産総額             | 1,165,028,290円 |
| 負債総額             | 726,309円       |
| 純資産総額（ - ）       | 1,164,301,981円 |
| 発行済数量            | 95,094口        |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 12,244円        |

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

## (2) 名義登録と収益分配金の支払い

計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

## (3) 受益者に対する特典

ありません。

## (4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## (5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前 の申請のある場合には、前 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成28年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

###### ・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

- ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格      | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託  | 34    | 156,118       |
| 追加型株式投資信託  | 607   | 10,924,442    |
| 株式投資信託 合計  | 641   | 11,080,560    |
| 単位型公社債投資信託 | 5     | 35,042        |
| 追加型公社債投資信託 | 17    | 2,648,529     |
| 公社債投資信託 合計 | 22    | 2,683,570     |
| 総合計        | 663   | 13,764,130    |

## 3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

|           | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部      |                       |                       |
| 流動資産      |                       |                       |
| 現金・預金     | 15,186                | 31,438                |
| 有価証券      | 15,003                | 4,878                 |
| 前払費用      | 157                   | 139                   |
| 未収委託者報酬   | 8,265                 | 10,295                |
| 未収収益      | 103                   | 110                   |
| 繰延税金資産    | 674                   | 585                   |
| その他       | 15                    | 153                   |
| 流動資産計     | 39,406                | 47,600                |
| 固定資産      |                       |                       |
| 有形固定資産    | 1 252                 | 1 255                 |
| 建物        | 23                    | 21                    |
| 器具備品      | 228                   | 234                   |
| 無形固定資産    | 2,991                 | 2,759                 |
| ソフトウェア    | 2,910                 | 2,758                 |
| ソフトウェア仮勘定 | 68                    | 1                     |
| 電話加入権     | 11                    | -                     |

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 投資その他の資産 | 15,077 | 12,979 |
| 投資有価証券   | 8,338  | 6,667  |
| 関係会社株式   | 5,141  | 5,129  |
| 出資金      | 129    | 124    |
| 長期差入保証金  | 997    | 996    |
| 投資不動産    | 1 398  | 1 -    |
| その他      | 74     | 60     |
| 貸倒引当金    | 3      | -      |
| 固定資産計    | 18,320 | 15,995 |
| 資産合計     | 57,727 | 63,596 |

（単位:百万円）

|           | 前事業年度<br>（平成26年3月31日） | 当事業年度<br>（平成27年3月31日） |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部      |                       |                       |
| 流動負債      |                       |                       |
| 預り金       | 53                    | 64                    |
| 未払金       | 8,998                 | 9,172                 |
| 未払収益分配金   | 7                     | 5                     |
| 未払償還金     | 77                    | 72                    |
| 未払手数料     | 4,277                 | 4,965                 |
| その他未払金    | 2 4,635               | 2 4,127               |
| 未払費用      | 3,463                 | 4,162                 |
| 未払法人税等    | 1,530                 | 1,133                 |
| 未払消費税等    | 530                   | 1,429                 |
| 賞与引当金     | 955                   | 1,092                 |
| その他       | 1                     | 747                   |
| 流動負債計     | 15,534                | 17,801                |
| 固定負債      |                       |                       |
| 退職給付引当金   | 1,959                 | 2,072                 |
| 役員退職慰労引当金 | 80                    | 101                   |
| 繰延税金負債    | 1,789                 | 1,745                 |
| その他       | 3                     | 2                     |
| 固定負債計     | 3,832                 | 3,920                 |
| 負債合計      | 19,366                | 21,722                |
| 純資産の部     |                       |                       |
| 株主資本      |                       |                       |
| 資本金       | 15,174                | 15,174                |
| 資本剰余金     |                       |                       |
| 資本準備金     | 11,495                | 11,495                |

|              |        |        |
|--------------|--------|--------|
| 資本剰余金合計      | 11,495 | 11,495 |
| 利益剰余金        |        |        |
| 利益準備金        | 374    | 374    |
| その他利益剰余金     |        |        |
| 繰越利益剰余金      | 10,821 | 14,126 |
| 利益剰余金合計      | 11,196 | 14,501 |
| 株主資本合計       | 37,866 | 41,171 |
| 評価・換算差額等     |        |        |
| その他有価証券評価差額金 | 494    | 702    |
| 評価・換算差額等合計   | 494    | 702    |
| 純資産合計        | 38,360 | 41,873 |
| 負債・純資産合計     | 57,727 | 63,596 |

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

|          | 前事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益     |                                        |                                        |
| 委託者報酬    | 84,771                                 | 90,924                                 |
| その他営業収益  | 788                                    | 933                                    |
| 営業収益計    | 85,560                                 | 91,858                                 |
| 営業費用     |                                        |                                        |
| 支払手数料    | 47,520                                 | 49,978                                 |
| 広告宣伝費    | 668                                    | 670                                    |
| 調査費      | 8,246                                  | 9,013                                  |
| 調査費      | 741                                    | 867                                    |
| 委託調査費    | 7,505                                  | 8,146                                  |
| 委託計算費    | 735                                    | 756                                    |
| 営業雑経費    | 1,323                                  | 1,289                                  |
| 通信費      | 249                                    | 252                                    |
| 印刷費      | 477                                    | 481                                    |
| 協会費      | 54                                     | 53                                     |
| 諸会費      | 11                                     | 13                                     |
| その他営業雑経費 | 531                                    | 488                                    |
| 営業費用計    | 58,494                                 | 61,709                                 |
| 一般管理費    |                                        |                                        |
| 給料       | 5,708                                  | 5,881                                  |
| 役員報酬     | 243                                    | 289                                    |
| 給料・手当    | 3,785                                  | 3,803                                  |
| 賞与       | 724                                    | 695                                    |
| 賞与引当金繰入額 | 955                                    | 1,092                                  |

|              |        |        |
|--------------|--------|--------|
| 福利厚生費        | 793    | 831    |
| 交際費          | 37     | 45     |
| 旅費交通費        | 191    | 176    |
| 租税公課         | 222    | 259    |
| 不動産賃借料       | 1,182  | 1,180  |
| 退職給付費用       | 373    | 383    |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 33     | 38     |
| 固定資産減価償却費    | 963    | 1,032  |
| 諸経費          | 1,354  | 1,372  |
| 一般管理費計       | 10,862 | 11,201 |
| 営業利益         | 16,203 | 18,948 |

（単位:百万円）

|              | 前事業年度<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） | 当事業年度<br>（自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日） |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業外収益        |                                        |                                        |
| 受取配当金        | 1 144                                  | 1 1,226                                |
| 受取利息         | 9                                      | 20                                     |
| その他          | 220                                    | 372                                    |
| 営業外収益計       | 374                                    | 1,620                                  |
| 営業外費用        |                                        |                                        |
| 投資有価証券売却損    | 3                                      | 84                                     |
| その他          | 71                                     | 67                                     |
| 営業外費用計       | 74                                     | 152                                    |
| 経常利益         | 16,503                                 | 20,416                                 |
| 特別利益         |                                        |                                        |
| 固定資産売却益      | -                                      | 7                                      |
| 特別利益計        | -                                      | 7                                      |
| 特別損失         |                                        |                                        |
| 外国税関連費用      | -                                      | 746                                    |
| その他          | 0                                      | 26                                     |
| 特別損失計        | 0                                      | 772                                    |
| 税引前当期純利益     | 16,502                                 | 19,651                                 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,525                                  | 6,238                                  |
| 法人税等調整額      | 150                                    | 17                                     |
| 法人税等合計       | 6,375                                  | 6,220                                  |
| 当期純利益        | 10,126                                 | 13,431                                 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

|                     | 株主資本   |        |       |          |         | 株主資本合計 |
|---------------------|--------|--------|-------|----------|---------|--------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |          |         |        |
|                     |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |        |
|                     |        |        |       | 繰越利益剰余金  |         |        |
| 当期首残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 7,722    | 8,097   | 34,767 |
| 当期変動額               |        |        |       |          |         |        |
| 剰余金の配当              | -      | -      | -     | △7,027   | △7,027  | △7,027 |
| 当期純利益               | -      | -      | -     | 10,126   | 10,126  | 10,126 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -      | -      | -     | -        | -       | -      |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -     | 3,099    | 3,099   | 3,099  |
| 当期末残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 10,821   | 11,196  | 37,866 |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
|                             | その他有価<br>証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当期首残高                       | 464                  | 464            | 35,231 |
| 当期変動額                       |                      |                |        |
| 剰余金の配当                      | -                    | -              | △7,027 |
| 当期純利益                       | -                    | -              | 10,126 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | 30                   | 30             | 30     |
| 当期変動額合計                     | 30                   | 30             | 3,129  |
| 当期末残高                       | 494                  | 494            | 38,360 |

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

|                     | 株主資本   |        |       |          |         | 株主資本合計  |
|---------------------|--------|--------|-------|----------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |          |         |         |
|                     |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |       | 繰越利益剰余金  |         |         |
| 当期首残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 10,821   | 11,196  | 37,866  |
| 当期変動額               |        |        |       |          |         |         |
| 剰余金の配当              | -      | -      | -     | △10,128  | △10,128 | △10,128 |
| 当期純利益               | -      | -      | -     | 13,431   | 13,431  | 13,431  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -      | -      | -     | -        | -       | -       |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -     | 3,304    | 3,304   | 3,304   |
| 当期末残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 14,126   | 14,501  | 41,171  |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 494          | 494        | 38,360  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              | -            | -          | △10,128 |
| 当期純利益               | -            | -          | 13,431  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 208          | 208        | 208     |
| 当期変動額合計             | 208          | 208        | 3,513   |
| 当期末残高               | 702          | 702        | 41,873  |

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

##### （1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### （2）その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2．固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 8～47年 |
| 器具備品 | 4～20年 |

## （２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

## ３．引当金の計上基準

### （１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

### （２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### （３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### （４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## ４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## ５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## （表示方法の変更）

### （貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

#### （損益計算書）

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

## （貸借対照表関係）

### 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

|        | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物     | 18百万円                 | 20百万円                 |
| 器具備品   | 251百万円                | 275百万円                |
| 投資建物   | 729百万円                | -                     |
| 投資器具備品 | 24百万円                 | -                     |

### 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

|     | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 4,508百万円              | 4,084百万円              |

### 3 保証債務

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成27年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

## （損益計算書関係）

### 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

|       | 前事業年度<br>(自 平成25年 4 月 1 日<br>至 平成26年 3 月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年 4 月 1 日<br>至 平成27年 3 月31日) |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 受取配当金 | -                                            | 1,065百万円                                     |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | -              | -              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | -              | -              | 2,608         |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                     | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|------------------------|-------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 平成25年 6 月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 7,027              | 2,694           | 平成25年<br>3 月31日 | 平成25年<br>6 月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6 月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,126百万円    |
| 配当の原資     | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額  | 3,882円       |
| 基準日       | 平成26年 3 月31日 |
| 効力発生日     | 平成26年 6 月26日 |

当事業年度(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | -              | -              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | -              | -              | 2,608         |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成26年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 10,126             | 3,882           | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月26日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 13,428百万円  |
| 配当の原資     | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額  | 5,148円     |
| 基準日       | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日     | 平成27年6月24日 |

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

|                           | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|---------------------------|--------------|--------|----|
| （１）現金・預金                  | 15,186       | 15,186 | -  |
| （２）未収委託者報酬                | 8,265        | 8,265  | -  |
| （３）有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券 | 22,283       | 22,283 | -  |
| 資産計                       | 45,735       | 45,735 | -  |
| （１）未払手数料                  | 4,277        | 4,277  | -  |
| （２）その他未払金                 | 4,635        | 4,635  | -  |
| （３）未払費用（＊）                | 2,678        | 2,678  | -  |
| 負債計                       | 11,591       | 11,591 | -  |

（＊）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年３月31日）

（単位：百万円）

|                           | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|---------------------------|--------------|--------|----|
| （１）現金・預金                  | 31,438       | 31,438 | -  |
| （２）未収委託者報酬                | 10,295       | 10,295 | -  |
| （３）有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券 | 10,520       | 10,520 | -  |
| 資産計                       | 52,254       | 52,254 | -  |
| （１）未払手数料                  | 4,965        | 4,965  | -  |
| （２）その他未払金                 | 4,127        | 4,127  | -  |
| （３）未払費用（＊）                | 3,366        | 3,366  | -  |
| 負債計                       | 12,460       | 12,460 | -  |

（＊）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

### 資 産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分                        | 前事業年度<br>（平成26年３月31日） | 当事業年度<br>（平成27年３月31日） |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| （１）その他有価証券<br>非上場株式       | 1,059                 | 1,025                 |
| （２）子会社株式及び関連会社株式<br>非上場株式 | 5,141                 | 5,129                 |
| （３）長期差入保証金                | 997                   | 996                   |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

|                                   | １年以内   | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>１０年以内 | １０年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                             | 15,186 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬                           | 8,265  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | -      | 1,498       | 3,978        | 97   |
| 合計                                | 23,452 | 1,498       | 3,978        | 97   |

当事業年度（平成27年３月31日）

（単位：百万円）

|                                   | １年以内   | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>１０年以内 | １０年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                             | 31,438 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬                           | 10,295 | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 6      | 1,591       | 3,790        | 84   |
| 合計                                | 41,740 | 1,591       | 3,790        | 84   |

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                   |               |             |
| (1) 株式               | 113               | 55            | 58          |
| (2) その他<br>証券投資信託    | 5,625             | 4,873         | 751         |
| 小計                   | 5,738             | 4,928         | 809         |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                   |               |             |
| その他<br>証券投資信託        | 16,544            | 16,586        | 41          |
| 小計                   | 16,544            | 16,586        | 41          |
| 合計                   | 22,283            | 21,514        | 768         |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                   |               |             |
| (1) 株式               | 164               | 55            | 109         |
| (2) その他<br>証券投資信託    | 4,576             | 3,633         | 943         |
| 小計                   | 4,741             | 3,688         | 1,052       |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                   |               |             |
| その他<br>証券投資信託        | 5,779             | 5,793         | 14          |
| 小計                   | 5,779             | 5,793         | 14          |
| 合計                   | 10,520            | 9,482         | 1,038       |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,025百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## ３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

| 種類            | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---------------|--------------|------------------|------------------|
| その他<br>証券投資信託 | 24,501       | 64               | 3                |
| 合計            | 24,501       | 64               | 3                |

当事業年度（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

| 種類               | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|------------------|--------------|------------------|------------------|
| （１）株式            | 32           | -                | 1                |
| （２）その他<br>証券投資信託 | 34,371       | 145              | 84               |
| 合計               | 34,404       | 145              | 85               |

## ４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

## （退職給付関係）

## １．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

## ２．確定給付制度

## （１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|             | 前事業年度<br>（自 平成25年４月１日<br>至 平成26年３月31日） | 当事業年度<br>（自 平成26年４月１日<br>至 平成27年３月31日） |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,935百万円                               | 1,959百万円                               |
| 勤務費用        | 201                                    | 212                                    |
| 退職給付の支払額    | 217                                    | 118                                    |
| その他         | 39                                     | 18                                     |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,959                                  | 2,072                                  |

## （２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|  | 前事業年度<br>（自 平成25年４月１日<br>至 平成26年３月31日） | 当事業年度<br>（自 平成26年４月１日<br>至 平成27年３月31日） |
|--|----------------------------------------|----------------------------------------|
|--|----------------------------------------|----------------------------------------|

|                         |          |          |
|-------------------------|----------|----------|
| 積立型制度の退職給付債務            | -        | -        |
| 年金資産                    | -        | -        |
|                         | -        | -        |
| 非積立型制度の退職給付債務           | 1,959百万円 | 2,072百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | 1,959    | 2,072    |
|                         |          |          |
| 退職給付引当金                 | 1,959    | 2,072    |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | 1,959    | 2,072    |

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 | 前事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 勤務費用            | 201百万円                                 | 212百万円                                 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 201                                    | 212                                    |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

|              | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産       |                       |                       |
| 減損損失         | 833                   | -                     |
| 退職給付引当金      | 698                   | 670                   |
| 賞与引当金        | 287                   | 305                   |
| 外国税関連費用      | -                     | 241                   |
| 未払事業税        | 335                   | 231                   |
| 連結法人間取引（譲渡損） | 141                   | 128                   |
| 投資有価証券評価損    | 128                   | 105                   |
| 出資金評価損       | 116                   | 103                   |
| その他          | 246                   | 206                   |
| 繰延税金資産小計     | 2,789                 | 1,992                 |
| 評価性引当額       | 1,200                 | 613                   |
| 繰延税金資産合計     | 1,588                 | 1,379                 |
| 繰延税金負債       |                       |                       |
| 連結法人間取引（譲渡益） | 2,428                 | 2,203                 |

|              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | 273   | 335   |
| その他          | 1     | -     |
| 繰延税金負債合計     | 2,704 | 2,539 |
| 繰延税金負債の純額    | 1,115 | 1,159 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      | 前事業年度<br>(平成26年 3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年 3月31日) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率               | -                      | 35.64%                 |
| (調整)                 |                        |                        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | -                      | 1.14%                  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | -                      | 2.02%                  |
| 評価性引当額の増減額           | -                      | 2.67%                  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | -                      | 0.51%                  |
| その他                  | -                      | 0.07%                  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | -                      | 31.65%                 |

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称                                  | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------------------------|-----------|-------------------|---------|---------------------------|-----------|-------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133               | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0              | 経営管理      | 債務保証<br>(注) | 1,719         | -  | -             |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|--------|-----|-------------------|-------|---------------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|
|----|--------|-----|-------------------|-------|---------------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|

|     |                                         |           |     |         |              |      |             |       |   |   |
|-----|-----------------------------------------|-----------|-----|---------|--------------|------|-------------|-------|---|---|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証<br>(注) | 1,834 | - | - |
|-----|-----------------------------------------|-----------|-----|---------|--------------|------|-------------|-------|---|---|

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

## 前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類          | 会社等の名称            | 所在地     | 資本金または出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係       | 取引の内容        | 取引金額<br>(百万円) | 科目      | 期末残高<br>(百万円) |
|-------------|-------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|---------------|---------|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱             | 東京都千代田区 | 100,000            | 金融商品取引業 | -                         | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 25,994        | 未払手数料   | 3,216         |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区  | 3,000              | 情報サービス業 | -                         | ソフトウェアの開発       | ソフトウェアの購入    | 678           | 未払費用    | 393           |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱          | 東京都中央区  | 100                | 不動産管理業  | -                         | 本社ビルの管理         | 不動産の賃借料      | 978           | 長期差入保証金 | 971           |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

| 種類          | 会社等の名称            | 所在地     | 資本金または出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係       | 取引の内容        | 取引金額<br>(百万円) | 科目      | 期末残高<br>(百万円) |
|-------------|-------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|---------------|---------|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱             | 東京都千代田区 | 100,000            | 金融商品取引業 | -                         | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 28,838        | 未払手数料   | 3,751         |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区  | 3,000              | 情報サービス業 | -                         | ソフトウェアの開発       | ソフトウェアの購入    | 685           | 未払費用    | 348           |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱          | 東京都中央区  | 100                | 不動産管理業  | -                         | 本社ビルの管理         | 不動産の賃借料      | 978           | 長期差入保証金 | 971           |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

## （1株当たり情報）

| 前事業年度<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） |            | 当事業年度<br>（自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日） |            |
|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                              | 14,705.91円 | 1株当たり純資産額                              | 16,052.69円 |
| 1株当たり当期純利益                             | 3,882.07円  | 1株当たり当期純利益                             | 5,148.94円  |

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

|                 | 前事業年度<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） | 当事業年度<br>（自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日） |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益（百万円）      | 10,126                                 | 13,431                                 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,608,525                              | 2,608,525                              |

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

（単位：百万円）

当中間会計期間  
（平成27年9月30日）

## 資産の部

## 流動資産

現金・預金

22,998

|            |   |        |
|------------|---|--------|
| 有価証券       |   | 4,461  |
| 未収委託者報酬    |   | 10,719 |
| 繰延税金資産     |   | 504    |
| その他        |   | 334    |
| 流動資産合計     |   | 39,018 |
| 固定資産       |   |        |
| 有形固定資産     | 1 | 247    |
| 無形固定資産     |   |        |
| ソフトウェア     |   | 2,432  |
| その他        |   | 135    |
| 無形固定資産合計   |   | 2,568  |
| 投資その他の資産   |   |        |
| 投資有価証券     |   | 5,468  |
| 関係会社株式     |   | 5,129  |
| その他        |   | 1,231  |
| 投資その他の資産合計 |   | 11,830 |
| 固定資産合計     |   | 14,646 |
| 資産合計       |   | 53,664 |

（単位：百万円）

当中間会計期間  
（平成27年9月30日）

## 負債の部

|           |   |        |
|-----------|---|--------|
| 流動負債      |   |        |
| 未払金       |   | 7,124  |
| 未払費用      |   | 4,744  |
| 未払法人税等    |   | 1,085  |
| 賞与引当金     |   | 903    |
| その他       | 3 | 643    |
| 流動負債合計    |   | 14,500 |
| 固定負債      |   |        |
| 退職給付引当金   |   | 2,142  |
| 役員退職慰労引当金 |   | 111    |
| 繰延税金負債    |   | 1,497  |
| その他       |   | 2      |
| 固定負債合計    |   | 3,754  |

|              |        |
|--------------|--------|
| 負債合計         | 18,255 |
| 純資産の部        |        |
| 株主資本         |        |
| 資本金          | 15,174 |
| 資本剰余金        |        |
| 資本準備金        | 11,495 |
| 資本剰余金合計      | 11,495 |
| 利益剰余金        |        |
| 利益準備金        | 374    |
| その他利益剰余金     |        |
| 繰越利益剰余金      | 8,096  |
| 利益剰余金合計      | 8,471  |
| 株主資本合計       | 35,141 |
| 評価・換算差額等     |        |
| その他有価証券評価差額金 | 267    |
| 評価・換算差額等合計   | 267    |
| 純資産合計        | 35,409 |
| 負債・純資産合計     | 53,664 |

## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| 当中間会計期間       |         |
|---------------|---------|
| (自 平成27年4月1日  |         |
| 至 平成27年9月30日) |         |
| 営業収益          |         |
| 委託者報酬         | 46,714  |
| その他営業収益       | 435     |
| 営業収益合計        | 47,150  |
| 営業費用          |         |
| 支払手数料         | 24,499  |
| その他営業費用       | 6,487   |
| 営業費用合計        | 30,987  |
| 一般管理費         | 1 5,812 |
| 営業利益          | 10,350  |
| 営業外収益         | 2 378   |
| 営業外費用         | 3 29    |
| 経常利益          | 10,699  |
| 税引前中間純利益      | 10,699  |
| 法人税、住民税及び事業税  | 3,260   |
| 法人税等調整額       | 39      |
| 中間純利益         | 7,398   |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

|                       | 株主資本   |        |       |          |          |          |
|-----------------------|--------|--------|-------|----------|----------|----------|
|                       | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |          |          | 株主資本合計   |
|                       |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |          |
|                       |        |        |       | 繰越利益剰余金  |          |          |
| 当期首残高                 | 15,174 | 11,495 | 374   | 14,126   | 14,501   | 41,171   |
| 当中間期変動額               |        |        |       |          |          |          |
| 剰余金の配当                | -      | -      | -     | △ 13,428 | △ 13,428 | △ 13,428 |
| 中間純利益                 | -      | -      | -     | 7,398    | 7,398    | 7,398    |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | -      | -      | -     | -        | -        | -        |
| 当中間期変動額合計             | -      | -      | -     | △ 6,029  | △ 6,029  | △ 6,029  |
| 当中間期末残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 8,096    | 8,471    | 35,141   |

|                       | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計    |
|-----------------------|--------------|------------|----------|
|                       | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |          |
| 当期首残高                 | 702          | 702        | 41,873   |
| 当中間期変動額               |              |            |          |
| 剰余金の配当                | -            | -          | △ 13,428 |
| 中間純利益                 | -            | -          | 7,398    |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | △ 434        | △ 434      | △ 434    |
| 当中間期変動額合計             | △ 434        | △ 434      | △ 6,464  |
| 当中間期末残高               | 267          | 267        | 35,409   |

## 注記事項

（重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## （1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## （2）その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

### （１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |        |
|------|--------|
| 建物   | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年  |

### （２）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

## 3．引当金の計上基準

### （１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

### （２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

### （３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

## 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### （１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### （２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## （中間貸借対照表関係）

### 1 減価償却累計額

|        | 当中間会計期間<br>(平成27年9月30日現在) |
|--------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 239百万円                    |

### 2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

### 3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

#### （中間損益計算書関係）

#### 1 減価償却実施額

| 当中間会計期間          |        |
|------------------|--------|
| （自 平成27年 4 月 1 日 |        |
| 至 平成27年 9 月30日）  |        |
| 有形固定資産           | 15百万円  |
| 無形固定資産           | 532百万円 |

#### 2 営業外収益の主要項目

| 当中間会計期間          |        |
|------------------|--------|
| （自 平成27年 4 月 1 日 |        |
| 至 平成27年 9 月30日）  |        |
| 外国税関連費用引当金戻入益    | 171百万円 |
| 投資有価証券売却益        | 99百万円  |
| 受取配当金            | 69百万円  |

#### 3 営業外費用の主要項目

| 当中間会計期間          |       |
|------------------|-------|
| （自 平成27年 4 月 1 日 |       |
| 至 平成27年 9 月30日）  |       |
| 為替差損             | 13百万円 |
| 貯蔵品廃棄損           | 5百万円  |
| 投資有価証券売却損        | 2百万円  |

#### （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

#### 1 . 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間末<br>株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 |                |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 2,608          | -                | -                | 2,608           |
| 合計    | 2,608          | -                | -                | 2,608           |

## ２．配当に関する事項

## 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日                 | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|---------------------|----------------|
| 平成27年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 13,428          | 5,148           | 平成27<br>年 3月<br>31日 | 平成27年<br>6月24日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

|                             | 中間貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-----------------------------|------------|--------|----|
| (1) 現金・預金                   | 22,998     | 22,998 | -  |
| (2) 未収委託者報酬                 | 10,719     | 10,719 | -  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 8,908      | 8,908  | -  |
| 資産合計                        | 42,626     | 42,626 | -  |
| (1) 未払金                     | 7,124      | 7,124  | -  |
| (2) 未払費用(*)                 | 3,702      | 3,702  | -  |
| 負債合計                        | 10,827     | 10,827 | -  |

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

## (1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分    | 当中間会計期間 |
|-------|---------|
| 非上場株式 | 1,021   |
| 子会社株式 | 5,129   |
| 差入保証金 | 1,052   |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

# １．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

# ２．その他有価証券

|                        | 中間貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                         |               |             |
| （１）株式                  | 161                     | 55            | 106         |
| （２）その他<br>証券投資信託       | 3,455                   | 3,002         | 453         |
| 小計                     | 3,617                   | 3,058         | 559         |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                         |               |             |
| その他<br>証券投資信託          | 5,290                   | 5,453         | 163         |
| 小計                     | 5,290                   | 5,453         | 163         |
| 合計                     | 8,908                   | 8,511         | 396         |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[ セグメント情報 ]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[ 関連情報 ]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（ 1 ）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（ 2 ）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

|                                                  |
|--------------------------------------------------|
| 当中間会計期間<br>（ 自 平成27年 4 月 1 日<br>至 平成27年 9 月30日 ） |
|--------------------------------------------------|

|              |            |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額    | 13,574.37円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 2,836.44円  |

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間<br>(自 平成27年４月１日<br>至 平成27年９月30日) |           |
|------------------------------------------|-----------|
| 中間純利益(百万円)                               | 7,398     |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円)                        | 7,398     |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円)                        | -         |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                          | 2,608,525 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

| 名 称                     | 資本金の額<br>単位：百万円<br>(平成27年3月<br>末日現在) | 事業の内容                                 |
|-------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 大和証券株式会社                | 100,000                              | 金融商品取引法に定める<br>第一種金融商品取引業を<br>営んでいます。 |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 4,500                                |                                       |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社       | 83,616                               |                                       |
| シティグループ証券株式会社           | 96,307                               |                                       |
| ドイツ証券株式会社               | 72,728                               |                                       |
| 野村証券株式会社                | 10,000                               |                                       |
| みずほ証券株式会社               | 125,167                              |                                       |

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

## 3 【資本関係】

該当事項はありません。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

| （提出年月日）     | （書類名）                 |
|-------------|-----------------------|
| 平成27年10月13日 | 有価証券届出書、有価証券報告書（第14期） |

**独立監査人の監査報告書**

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密の平成27年7月21日から平成28年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密の平成28年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。